

幸福追求権と「どぶろく裁判」

江
場
純
一

- 一 幸福追求権の源
- 二 幸福追求権の意義
- 三 幸福追求権は裁判上の救済を受けることができる具体的権利といえるものか？
- 四 幸福追求権の補充性
- 五 「幸福追求権」は自由権の総則規定か、全人権の総則規定か？
- 六 幸福追求権の具体的内容

七 「判例」自己消費目的の酒類製造の処罰（どぶろく訴訟）

八 判例の問題点

九 まとめ

十 （付録）

一 幸福追求権の源

憲法一三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

この条文の中の「幸福追求の権利」とは、はたしてどのような権利なのか考えてみたい。

幸福追求権は、ジョン・ロックの思想、つまり所有権に関する思想が合衆国憲法を経由して反映していると考えられる。

ロックは、「人間は、自分自身の主人であり、自分自身の一身およびその活動すなわち労働の所有者であるが故に、依然として自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもっている」と宣言している。^①

このロックの言及していることは、つまり人間には、自分自身をあたかも自分の所有物のように支配する権利があるということなのであろう。

このことから、自分自身の身体や生命、生き方については、自分自身に決定権があるという意味が導き出されるのではないか。（自己決定権）

幸福追求権には二つの内容が含まれる。第一に、幸福の内容については、各人さまざまなので、「何が自分にとっての幸福なのか」を自分自身で決めなければならない。(自己決定権) 第二に、決定した幸福を自分なりに追求する権利が保障されなければならない。幸福追求の権利とは、自分なりの幸福を求めて行動する(あえて行動しないことも含まれる)権利だから、幸福内容の決定権と同時に内容を実現する権利も保障されている必要がある^②。

(参考文献)

(1) ロック『市民政府論』(鶴飼信成 訳) 岩波文庫(一九六八年) 四九頁参照

(2) 橋本 基弘著『憲法の基礎』北樹出版 四四頁参照

二 幸福追求権の意義

憲法一三条後段の「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利」について、生命・自由・幸福追求権の三者の関係は、これらを区別せずに統一的に「幸福追求権」として捉えるのが通説的見解である。しかし、小林直樹教授は、この三者のなかで、生命権の重要性を言及している。

この幸福追求権について、小林直樹教授は、一九九七年五月三日、早稲田大学大隈講堂にて開催された「日本国憲法施行五〇周年記念講演会」で次のように発言しているので、少し紹介しておきます。

憲法一三条は、「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利」というふうに、生命権・自由権と併せてその最大の尊重を要するものと定めている。この条項は、アメリカ合衆国独立宣言に由来しているけれども、そういう歴史的沿革よりも、生命哲学的意味が重要である。幸福追求の権利について、私はそれを次のように理解する。——第一に

それは、唯一一度の「かけがえのない」各個人の生命の権利と結びついて、生命権を充足させる意味を持っている。各人はそれぞれの「有難き」人生を与えられた者として、せっかくの天賦の生涯を最大限に豊かに充たしていく課題を負っていると考えなければならない。生命権は、たんに自己保存の権利（そこから正当防衛権等が生じる）を意味するだけでなく、奇蹟というべき生命を最大限に充足させる、自然義務ともいうべき課題を与えられている、と私は理解する。宇宙およびその中の生命の発生と発展は、——神を信じない者（神を否定もしないが信仰もしない私も、その一人だが）の眼からみれば、——一定の目的や目標を持っているとは思われない。しかし、因縁によって稀有の生命を享けた人間は、それを意味づけないでいられないし、自己実現の目標を自ら選び得る自由と権利を有する存在である。そのような存在として、第二に、各個人はそれぞれ千差万別の目的を追い求めうるが、その充足目標は一言でいうと「幸福」にあるといえよう。アリストテレスが、人間の究極目的は、「最高善」たる「幸福」であるといい、理性によってそれを追求するのが人間の卓越性にふさわしいと述べたのは、ここである幸福追求権の意義理解に重要な示唆を与えていると思う。……………

三 幸福追求権は裁判上の救済を受けることができる具体的権利といえるものか？

（一）消極説

ア 一般原理説（美濃部達吉）

一三条は、各人の人格をすべての権利・自由の基礎として国政の基本原則として尊重するよう宣言した規定。

イ 基本権総称説（宮沢俊義、佐藤功）

幸福追求権を憲法で個別的に保障する基本的人権の総称。

ウ 自然権宣言説（法学協会）

幸福追求権は、憲法各条項に具体的に保障されている各種基本権の根底に存する自然権的権利である。

〔消極説の根拠〕

- ① 幸福追求権は具体的内容をもった法的権利というには漠然としている。
- ② 憲法には詳細な基本的人権のカatalogがあり「幸福追求権」を具体的権利とする必要がない。
- ③ 一三条は国政の一般原理の宣言と個別的・具体的権利の保障とは両立しない。

（二）積極説（判例・通説）

ア 「幸福追求権」は、一三条の前段の「個人の尊厳」の原理と結びついて、人格的自律の存在して自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主観的権利である。（佐藤孝治）

イ 通常の個別的の基本権とは異なるところの基本権の深奥に位置する人格の核心にかかわる独自の権利であるという説。（大西芳雄）

ウ 人の生活活動全般にわたって成立する一般的自由であるとする説。（橋本公巨）

〔積極説の根拠〕

① 独立宣言時の「幸福追求権」は、個別的・具体的権利を内実とするものであったことが留意されるべきであり、「幸福追求権」が人格的生存に不可欠な利益を内実とするという意味で包括的であるということは、それは不明確であることを直ちには意味しない。

- ② 憲法の掲げる各人権規定は、歴史上問題となってきたものを特にとりあげたにすぎず必ずしも網羅的ではない。
- ③ 憲法制定当時予想もなかった法益侵害が社会の進歩、複雑化に伴って生じてきており、これを憲法上の権利と

認めて救済する必要が生じてきている。一三条は「新しい人権」の根拠となる規定である。

「消極説と積極説への批判」

消極説から見た場合、一三条から認められる「新しい人権」は、その内容が必ずしも、一義的に定まっていなかったら、このようなものを厳格な基準に基づかずに認めると、そのこと自体が、裁判所の主観的な判断で権利が創設されてしまい、アメリカ法にいう※実体的デュー・プロセスの問題として、司法審査のあり方として適切かどうかという問題が生じる。

※の補足説明

憲法三一条が、刑事手続や行政手続の適正を要求するのみならず、刑罰や行政の実体規定の適正をも要求するとし、アメリカ憲法の適正手続条項の解釈のように、手続的適正手続 (procedural due process) のみならず、実体的適正手続 (substantive due process) の意味を、読み取ろうとする説が少なくない。しかし、実体規定の適正は、三一条にその根拠を求めるよりも、憲法の他の条項の合理的な解釈によって根拠づけることをもって足り、むしろそのほうが妥当である。〔田上穰治 編 憲法辞典より一部抜粋〕

積極説を採用するとしても、できるかぎり、その内容が定義から限定されることが望ましい。そこで、積極説のイの大西説は、具体的内容が不明確であり、人格の核心が「公共の福祉」の制約をうけるという背理が生じ、積極説のウの橋本説は、一般的自由の範囲が広すぎるのではないかと私は思う。憲法はまったくの恣意を保障していない。しかし、ウの橋本説は、人間の行為一般がともかく一応憲法上保護されると解することが基本的人権の趣旨に合致するという根強い支持もある。

積極説をとるにしても、できるかぎり、その内容が定義から限定されることが望ましいので、アの佐藤説が妥当な

のではないかと思う。

四 幸福追求権の補充性

(一) 保障競合説

一三条は、一四条以下の個別的規定と競合して保障するという説だが、この説だと個別的の基本権を保障する各規定が無意味になってしまうという批判もある。

(二) 補充的保障説（佐藤、通説）

一三条は、一四条以下の個別的規定によってカバーされないものを保障するという説。すなわち、幸福追求権は、一四条以下の個別的の基本権とは、一般法と特別法に類似した関係としてとらえることになる。

五 「幸福追求権」は自由権の総則規定か、全人権の総則規定か？

(一) 自由権の総則規定とする説（佐藤幸治）

（根拠）

①幸福追求権が自由権および社会権という質的に異なる権利を含むものだとすると、それを統一的な権利として把握しにくくなる。

②社会権の性格の権利については、自由権とは異なり、性質上包括的（無名）請求権は成立しない。

③社会権の総則規定として、二五条が存在する。

(二) 全基本権の総則規定であるとする説。（声部信喜は、こちらを支持）

(根拠)

- ①幸福追求権は、「人間の尊厳」から導き出されるものであって、この意味で社会権が排除されるわけではない。
- ②幸福追求権は、広い観念であり、社会権を包摂し得る。
- ③自由権と社会権を分けることは疑問で、ともに「人間の尊厳」確保⇨幸福追求のために資するもので、性格、目的は同質のものと捉えれば足りる。

六 幸福追求権の具体的内容

(一) 幸福追求権の主たる構成要素は、人格価値そのものにかかわる権利に求められ、その代表例として、プライバシーの権利と環境権があげられるが、そのほかに名誉権や人格的自律権(自己決定権)などもかかる文脈で語られ得る。

★自己決定権の本質をどう理解するかについては、決定の対象の範囲をめぐって、一般的自由権説と人格的自律権説との対立がある。

ア 一般的自由権説

一三条に根拠を有する自己決定権の対象は、人格的価値からたんなる趣味、嗜好にまで及ぶものである。この説は、人格的自律権説が保障の対象外とするものまですくいあげる点で、憲法上の保障対象が拡張するという点では、メリットがあるが、反面、人権のインフレ化を招き、一四条以下の個別の人権規定の意味が希薄化するとの批判もある。

イ 人格的自律権説

一三条の幸福追求権を人格的生存に不可欠な利益を内実とする権利として捉え、自己決定権をその一部を構成する

権利と位置付ける。そして、そのような自己決定権の内容としては、①自己の生命、身体の処分（尊厳死、臓器移植等）、②家族の形成、維持（結婚、離婚等）、③リプロダクション（避妊、中絶等）、④その他（ライフスタイル）をあげる。この説は、一般的自由権説によれば、愚行なものとして保障される人権概念の拡張に歯止めをかけるために、人格的生存に不可欠な権利として自己決定権に一定の枠をはめるものであるが、何が人格的生存に不可欠な権利と解するかについては、共通の認識があるわけではない。

（二）どのような権利が「新しい権利」としての資格が与えられるかは、今後の学説や判例をまたねばならないが、とりあえず、「新しい権利」として認知される基準として、次のことが考えられる。

- ①それを権利として認めるについての社会的支持があること。
- ②その権利が、現実には、かなりの頻度で、かつ重大に侵害されており、救済の必要性、緊急性があること。
- ③権利として内容的独自性が認められ、しかもその権利が他人の権利を侵害するおそれがないこと。

七 「判例」自己消費目的の酒類製造の処罰（どぶろく訴訟）

「事実の概要」

酒税法によれば、酒類を製造しようとする者は製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならず（七条一項）、免許を受けないで酒類を製造した者に五年以下の懲役または五〇万円以下の罰金を科す（五四条一項）とされている。Yは、この免許を受けないで昭和五六年に清酒二七リットルを、また昭和五九年には清酒製造の目的で雑酒二六・一リットルを製造した等として起訴された。

※なぜ、この事件が発覚したかと言うと、文筆家であり、日頃からドブろく作りを提唱していたYさんは、自らド

ブロックを作り国税庁長官に「利き酒の会」の招待状を一九八一年の冬に送りつけた。このことがきっかけとなってYさんは家宅捜査を受け、飲みものこしのドブロックと醸造器具類を押収された。そして、酒類製造の免許を受けることなく清酒を製造したとして東京国税局長により告発された。

〔第一害〕（千葉地判昭和六一・三・二六）

（弁護人の主張）

（一）酒税法七条一項・五四条一項は、商品としての酒類を業として製造する行為のみを処罰の対象とし、自己消費目的の酒類製造はこれに該当しない。

（二）もし自己消費目的の酒類製造にも右規定の適用があるとする、

①法文の明確性を欠き罪刑法定主義（憲法三一条）に反するのではないか。

②幸福追求権（憲法一三条）のなかの人格的自律権（自己決定権）および財産権（憲法二九条一項）を侵害する。

③刑罰が著しく重く憲法三一条に反する。

以上のように主張したが、すべて斥けられた。

・第一審裁判所は、自己消費目的の酒類製造も個人の経済活動としてとらえ、そして国の財政政策上の目的のための経済活動規制は立法府の裁量に委ねられ、著しく不合理であることが明白な場合に限って裁判所は違憲無効とできるとした上で、酒税収入確保のためとして、自己消費目的の酒造の禁止に一応の必要性・合理性を認めて弁護人の主張を斥け、Yを罰金三〇万に処した。

〔第二審〕（東京高判昭和六一・九・二九）

- ・ 被告人の控訴を棄却。

（理由）

① 酒類は製造が容易で酒税の税率が高率なので自家用酒造者数・製造量が相当大きなものとなり、酒税収入が激減するおそれがある。

② 非課税の自家用醸造酒が広く第三者へ譲渡され、酒税収入が減少するおそれ。

③ 自家醸造できる者とできない者との間、および、非課税の自家用醸造酒の購入者と酒税のかかった酒類の購入者との間の課税上の不公平。

④ 自家用酒造に課税するとしても把握が困難。

- ・ Yが上告

（上告趣意）

① 自己消費目的の酒造は酒税法の保護法益を侵害せず、したがってこれを処罰することは実体的デュープロセスの理論からして許されない。

② 自己消費目的の酒造は憲法一三条で保障される自己決定権の行使であり、また社会経済政策の規制領域外の行為であるから、より厳格な基準で合憲性を判断するべきである。

〔最高裁〕（最高裁平成元年一二・一四）

- ・ 上告棄却〔全員一致〕

■自己消費目的の酒造の処罰の合憲性？

〈判旨〉

酒税法七条一項・五四条一項は、「自己消費を目的とする酒税製造であっても、これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予測されるところから、国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒税製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けずに酒税を製造した者を処罰することとしたものであり」（最一小判昭和三〇・七・二九刑集九卷九号一九七二頁）、「これにより自己消費目的の酒税製造の自由が制約されるとしても、そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるとはいえず、憲法三一条、一三条に違反するものでないことは、当裁判所の判例」（最大判昭和六〇・三・二七・民集三九卷二号二四七頁）の趣旨に徴し明らかである。

（参考文献）ジュリスト「憲法判例百選Ⅰ」（有斐閣）五二頁参照

八 判例の問題点

（一）この免許制度は、合憲性が相当に疑わしいのではないか？

↓ 立法目的とされる酒税確保は、弱者保護ないし生存権保障という積極規制本来の目的とは無関係のものであるから、それが営業の自由規制の根拠になりうるかが、手段の合憲性を問う前に、疑問である。

『規制の種類』

消極目的規制：他者の生命・健康に対する危険を防止するなどの目的でなされる警察的規制。許可制などがある。

合憲性判定基準については、「厳格な合理性」の基準である。

立法目的の必要性、合理性、同じ目的を達成できるよりゆるやかな規制手段の有無を立法事実に即して厳しく審査する。

積極目的規制：国民経済の調和的發展や弱者保護などを目的として社会・経済政策上なされる政策的規制。特許制がある。

積極目的規制については、「明白性の原則」。当該規制手段が著しく不合理であることが明白であるか否か、を審査すれば足りる。

(二) 営業目的でない自己消費目的の製造が何故に許されないのか。

一審、二審とも、自家用の酒造りも経済的活動であるとの理由で、明白性の原則を採用しているが、全く当を得ていない。南山大学（現在 愛知大学）の小林 武教授は、次のように述べている。「憲法二二条の公共の福祉による制約の対象になるのは営業用の酒類製造であって、自分で飲む酒を造る権利は、人格的自律権ないし人格發展のための財産処分自由（一三条プラス二九条）の性格をもつというべきである。とすれば、この権利の規制立法には厳格な審査が向けられなければならない、自家用酒造を禁止する現行法の規定は、およそ合理性をもちえない。」

(三) 梅酒はなぜいいの？

焼酎などに梅を入れて造る梅酒は、一九六二年以前は禁止されていた。酒税法四三条一項は、実は酒類に水以外のものを混和することを新たに酒類を製造したものとみなしている（すなわち新たに製造免許必要）のだが、その例外としてようやく梅酒が認められたというわけである。（酒税法四三条九項）

認められた理由は、いろいろ考えられるかもしれないが、二三考えられるのは、梅酒造りは、一般家庭でもよく行われ、保健飲料として親しまれているし、梅酒作りの前段階の焼酎については課税済であるという点であるからである。

しかし、梅酒だけ良くて、ブドウの混和はなぜいけないのか、疑問の残るところである。

九 まとめ

私は、今回、この判例を研究してみて、「人格的生存に不可欠な自由を制限する規制は司法審査は厳格に行われるべきである」という一つの命題は納得できるが、この中で、「人格的生存」という言葉についてはなかなか難解な言葉であることに気づいた。

「人格的生存」という言葉を国語的な解釈からすると、単に生きるのではなく、人としての敬意を受けつつ生きることと言えます。だが、人格という言葉に法的な意味を与えると、各人各様の生き方にスポットを当てるのではなく、もっと限定的に人格の意味を解する必要があるのではないかと思う。

この判例の中のYさんにとってブロック造りとは、彼の人格的生存に不可欠な自由とみることができるのか。そして、このドブロック造りが、一般の人格的生存に不可欠なもの（自己の生命・身体の処分や家族の形成・維持にかかわること）のカテゴリーに入れることができるのかどうか、少し疑問である。

十 （付録）

酒税法七条

①酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の種類別（……）に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類の製造免許を受けた者（……）が、その免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

②酒類の製造免許は、一の製造場における免許を受けた後一年間の酒類の製造見込数量（一の製造場において品目のある種類の酒類（しゅちゅうを除く。）を製造しようとする場合には、当該品目の合計数量）が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。

一 清酒 六〇kl（六〇kl＝一升瓶で三万三千本）

二 合成清酒 六〇kl

三 しゅちゅう甲類 六〇kl

四 しゅちゅう乙類 一〇kl

五 みりん 一〇kl

六 ビール 六〇kl

七 果実酒類 六kl

八 ウイスキー類 六kl

九 スピリッツ類 六kl

十 リキュール類 六kl

十一 雑酒 六kl

③以下略

酒税法五四条

①第七条第一項又は第八条の規定による免許を受けないで、酒類、酒母又はもろみを製造した者は、五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。

②以下略

酒税法四三条

①酒類に水以外の物品（…）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときには、新たに酒類を製造したものとなす。

②③④は略

⑤前各項の規定は、政令で定めるところにより、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品（…）との混和をする場合（…）については、適用しない。

⑥略